



御社の組織活力・生産性UPを促進する

あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 涉

2018年12月

2019年4月1日から、有給休暇5日の取得についての法改正がスタートいたします。本号では法改正がスタートする前に、いま一度、法律で決められている年次有給休暇の基礎知識をQ&Aにより確認していただこうと思います。ご不明な点はあおば事務所までお気軽にお問い合わせください。

★年次有給休暇の基礎知識 Q&A★



Q 1: 労働者を雇い入れた場合、いつから年次有給休暇が発生しますか？

A 1: 入社日から6カ月継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に発生します。

Q 2: 正社員には年次有給休暇はありますが、パートにはなくても大丈夫ですか？

A 2: パートにも年次有給休暇が発生します。ただし労働日数に応じた日数分となります。*下記表(2)

(1) 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

(2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

付与日数	週所定労働日数	1年間の所定労働日数※	継続勤務年数						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

Q 3: 発生した年次有給休暇はいつまで取得できますか？

A 3: 年次有給休暇発生日から2年間です。

Q 4: 年次有給休暇が請求されましたが、今仕事が忙しいので休ませることができません。年次有給休暇は断ることができますか？

A 4: 基本的に断ることはできないことになっていますが、会社の業務で特段の事情があれば、他の日に変更してもらうようにすることはできることになっています。

Q 5: 年次有給休暇を与えた場合、皆勤手当を支給しなくてもいいですか？

A 5: 年次有給休暇を取得したことだけを理由に支給しないことはできないことになっています。

Q 6: 欠勤した労働者から「昨日の欠勤を年次有給休暇にしてほしい」と言われました。年次有給休暇として取り扱わなければなりませんか？

A 6: 事後の取り扱いは、年次有給休暇 or 欠勤、どちらの選択も可能です。

Q 7: 定年退職した労働者を引き続き「嘱託」として雇用しましたが、年次有給休暇はどうなるのですか？

A 7: 引き続き雇用する場合は、年次有給休暇の取り扱いも継続されます(有給残日数など)

～ 産業別最低賃金額(埼玉県)について ～

平成30年の産業別最低賃金額が決まりました(スタートは平成30年12月1日から)。産業別最低賃金額は一定の産業について決められており、地域別の最低賃金(埼玉県898円)より高い額になっています。

輸送用機械器具製造業	939円
非鉄金属製造業	924円
自動車小売業	936円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	930円
光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業	938円
各種商品小売業(主に百貨店、総合スーパー)	849円※

※各種商品小売業については平成30年も変更はありません。この場合、**地域別最低賃金額が上回るので898円が最低賃金額になります。**

～ お知らせ ～

<年末年始休業> あおば事務所は『平成30年12月29日～平成31年1月6日』の期間、休業させていただきます。

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定(いわゆる月変)…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

<36協定届を労働基準監督署に未提出の顧問先様> *36協定届の正式名称=「時間外労働/休日労働に関する協定届」

書類の捺印・カレンダー依頼を何度かご連絡させていただいていますが、未だご返送いただいていない顧問先様がいらっしゃるようです。あらためてご確認ください。



社会保険労務士法人
あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾6-6-1 e-mail: mado@aobaroumuoffice.com
TEL: 048-592-0475 FAX: 048-592-0590